

平成26年度 改正外来生物法の概要

2019年7月26日
自然環境局野生生物課
外来生物対策室

(1) 交雑することにより生じた生物の規制（法第2条関係）

生態系に係る被害等を及ぼすものとして指定されている特定外来生物が交雑することにより生じた生物（交雑個体）の輸入事例や野外における発見事例が確認されていたため、交雑個体については、少なくとも一方の親系統が特定外来生物である場合には、特定外来生物としての形質を一定程度有し、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあると考えられる。そのため、外来生物法第2条の定義を改正し、我が国において生態系等に係る被害を及ぼし、又はそのおそれがある外来生物の交雑個体についても特定外来生物に指定できることとした。

(2) 放出等に係る許可制度の創設等（法第9条及び第9条の2関係）

改正前の外来生物法においては、特定外来生物の野外への放出、植栽又は種は例外なく禁止されており、外来生物の生態、行動形態等の解明のためであっても、放出等の行為を伴う学術研究や防除が実施できないことが、防除技術開発の推進等の妨げとなっているとの指摘があった。このため、防除の推進に資する学術研究の目的で行う放出等で主務大臣の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合及び外来生物法第3章の規定による防除に係る放出等をする場合について放出等を行うことができることとした。

(3) 措置命令、報告徴収及び立入検査等（法第9条の3、第10条関係）

従来、飼養等の許可を受けている者に対する措置命令等が規定されているのみであったのに加えて、許可無く飼養等、譲渡し等又は放出等をした者に対しても、生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、飼養等の中止又は放出等をした特定外来生物の回収等を命ずることができることとした。

また、放出等の許可が創設されたことを受け、放出等の許可を受けている者に対して、特定外来生物の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又は特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。加えて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、放出等の許可の条件に違反した者等に対して、放出等をした特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命じることができることとし、さらに、当該命令に従わない場合等において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができることとした。

(4) 占有者等不明地における防除の手続（法第13条第4項関係）

近年、所有者等の所在が分からない土地が増加しており、それらの土地においても適正な防除の実施を進める必要があることから、占有者等が不明な土地又は水面において防除を行う場合にあっては、その通知の内容をその土地、水面等の所在地に属する市町村役場に掲示し、あわせてその要旨及び掲示した旨を官報に掲載することで、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から14日を経過した日に、その通知

は相手方に到達したものとみなすこととした。

(5) 輸入品等の検査及び消毒・廃棄命令（法第4章の2関係）

輸入品又はその容器包装等に特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入していることがある。飼養等の許可なく特定外来生物を輸入することは禁止されているが、特定外来生物の国内への侵入を確実に防ぐため、特定外来生物等が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等があると認めるときには、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立ち入り、当該輸入品の検査、関係者への質問又は検査のために必要な最小量に限り無償で集取できることとした。

また、検査の結果、輸入品等に特定外来生物等が付着し、又は混入しているときは、当該輸入品等について、消毒若しくは廃棄をし、又は当該輸入品を所有し、若しくは管理している者に対して、消毒若しくは廃棄を命ずることができることとした。

①消毒・廃棄の命令の手續（規則第29条の2、第29条の3関係）

輸入品等を消毒したため当該輸入品を著しく毀損したとき等には、これを所有し、又は管理する者に対してその旨を通知し、これらの者の要求があったときは証明書を交付しなければならないこととした。また、消毒又は廃棄の命令については、口頭で行うことを想定しているが、命令を受けた者の要求があったときは消毒又は廃棄命令書を交付しなければならないこととした。

②消毒・廃棄の命令の基準（規則第29条の4）

消毒・廃棄の命令の基準は、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の意見を聴き、特定外来生物の種類ごとに、付着又は混入が確認された輸入品等の品目に応じ、主務大臣が別に告示で定めることとしている。

(6) その他

①罰則（法第32条、第33条、第35条関係）

特定外来生物の放出等の許可の規定が新たに設けられたこと等に伴い、罰則について所要の改正を行った。

②権限の委任（規則第36条関係）

法及び規則に規定する主務大臣の権限のうち、放出等の許可等について地方支分部局の長に委任することとした。

③飼養等の禁止の適用除外の追加（規則第2条関係）

法第4条に基づく飼養等の禁止の適用除外として、法第9条の3第1項等の規定に基づく命令による措置を執るために行う一時的な保管又は運搬を追加したほか、鳥獣保護法の規定に基づき特定外来生物である鳥獣を捕獲等した際に、その処分のためにやむを得ず一時的な保管又は運搬をする場合があり、鳥獣保護法第9条第1項、第11条第1項又は第13条第1項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するための一時的な保管又は運搬についても追加した。